

中川事務所新聞

第 1 0 0 号
発行所
行政書士中川事務所
兵庫県姫路市

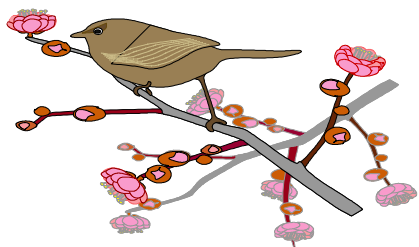
トピックス

【ついに100号達成！】

平成15年5月に第1号を発行したこの事務所新聞も、今月で100号に辿り着きました。すべてを私が単独でやっていること故、自由気ままな内容になっておりますが、ここまでお付き合いいただいた皆様には感謝申し上げます。もう暫くは続けてみようと思っているので、懲りずに今後もお願いいたします。

【国会の行方に注目を】

現在通常国会が開かれているところですが、今国会中に普段は報道されることもない中小企



業にとって大事な改正事項が多く含まれています。これが決まらなないと予定を組めなくて困るのですが、その決定事項を見逃して乗り遅れないように注意しておきましょう。

【健保保険料値上げ】

3月分から協会けんぽの保険料率が上がります（兵庫県は9.52% 10.00%又は11.55%）。給与と計算ソフト等の設定を確認して、計算を間違えないようにしましょう。

【新しい在留管理制度】

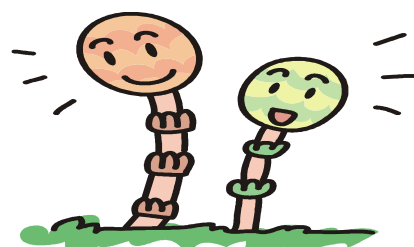
本年7月9日から日本に在留する外国人に対する管理制度が大幅に変更されます。これに対応するため、当事務所でも当該業務を行うことができる者として法務省に登録される資格を取

得しました。

昨今は中小企業においても国際化が進んでおり、当事務所としてもこれまでの輸出入に関する会計業務に加えて、人の面でもサポートできる体制を用意します。

【3月の事務予定】

- ・3月決算法人期末実地棚卸
- ・12月決算建設業決算変更届
- ・1月決算法人確定申告&納税
- ・7月決算法人中間申告&納税
- ・所得税の確定申告終了
- ・年度末
- ・チョコレート返し



知ってお得！？法律雑学

Q. コンビニで買い物をしてからお釣りを多く貰いました。店員も気づいていないので、このまま小遣いにしてもいいのでしょうか？

A. 釣銭が多いことにその場で気付いたものの黙って持って帰った場合は、刑法246条「詐欺罪」が適用され、10年以下の懲役に処せられること

になります。また、その場では気付かなかったものの、家に帰ってから気づき、店に返さなかった場合は、詐欺罪ではなく刑法254条「遺失物等横領罪」が適用され、1年以下の懲役または10万円以下の罰金に処されます。遺失物等横領とは、落し物を拾って自分のものにするような行為を言います。

例えばコンビニでは千円多く渡し過ぎると、100円のおにぎりで20個以上売らないと挽回できないほど大変なので、正直に返してあげてください。



経営談義

【円安とインフレ】

先ごろ日銀が金融緩和策を発表したことがきっかけで、為替相場が円安方向に振れました。この場合の緩和策とは紙幣を刷って市場にばら撒くことです。

お金もモノと同じで需要と供給によってその価値が決まるという面があります。例えば今、缶コーヒー1本と100円玉1枚が同じ価値とします。缶コーヒーの生産量がそのまま、お金の量だけが増えると、相対的にお金の価値が下がり、缶コーヒー1本に対して例えば100円玉2枚が必要

になったりします。つまり、缶コーヒーの値段が200円になり、これがインフレというものです。

日銀はインフレを阻止するという重要な役割も担っているのですが、今回は市場の要請に抗し切れず、インフレのリスクを負ってまでも金融緩和に踏み切りました。

また、円安になれば輸入物価が上がり、特に日本では燃料・原材料費の上昇を通じてインフレ圧力がかかります。この上昇圧力がきっちり最終製品価格に転嫁され、なおかつ給料の上昇にも結びつけば問題はないのですが、現実的に商品の値上げが簡単でないことは皆さんご存知のとおりです。

今後物価がどのように変化していくのかははっきり予想することはできませんが、諸々の施策が上方向に向いていることは間違いありません。そうすると、企業経営ではまず在庫に対する考え方が変わってきます。ベースとして諸経費の上昇が続いていく中で、なおかつ在庫投資を考えると、資金計画が大変重要になります。

目先の変化に注意を払いながらも、大きな流れを履き違えないようにアンテナを張り巡らせておきましょう。



最近、サウナに入っ
て凝りを解消すること
にはまっています。マツ
サージと違って後に痛
みが残らないし、気分
も爽快になります。

三月は確定申告の時
期で、私も済ませまし
た。サラリーマンと違っ
て個人事業者は自らキャッ
シュで納税するので、
税金に対する意識が違
います。国民全員が天
引きではなくキャッシュ
で納税になれば、税金
の使い道にもっと厳し
い監視の目が向かうと
思うのですが、国もそ
うはさせじと源泉徴収
制度を死守しています。

あとがき

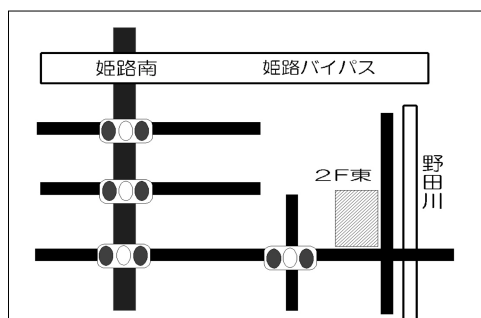
ワンストップ「経営・生活」サポーター

行政書士・中川法務会計事務所

法務会計事務所とは？

- ・ 予防法務（問題が起こる前の対策）
- ・ 戦略会計（経営に役立つ会計）
- ・ マネジメント（経営支援）

これらを駆使し、総合的にサポートする行政書士事務所です。



〒672-8043

姫路市飾磨区上野田2-1

田中ビル2階

TEL 079-243-1231

FAX 079-243-1233

nakagawa@assist-ltd.co.jp